昭和三十二年総理府令第五号

済基金法施行令第一条及び第六条の規定に基き、同令第一条の規定に基く支払請求書の様式等を定消防団員等公務災害補償責任共済基金法を実施するため、並びに消防団員等公務災害補償責任共 る総理府令を次のように定める。 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行規

第一条 市町村又は水害予防組合と消防団員等公務災害補償等共済基金(以下「基金」という。) 規定する指定法人(以下「指定法人」という。)との間の消防団員等公務災害補償責任共済契約 り締結するものとする。 又は法第四十一条第一項に規定する業務規程(以下「業務規程」という。)で定めるところによ 合の申込みに基づき、法第二十九条第一項に規定する業務方法書(以下「業務方法書」という。) 又は消防団員退職報償金支給責任共済契約(以下「契約」という。)は、市町村又は水害予防組 又は消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(以下「法」という。)第二条第三項に

(契約の解除の予告)

又は指定法人が定める様式により行うものとする。 第二条 法第八条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による予告は、 基金 2

(契約の解除後に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結した場合の取扱い)

市町村等」をいう。次項において同じ。)が、消防団員等公務災害補償責任共済契約を現に締結三条 法第九条第一項の規定による通知は、新契約締結市町村等(同項に規定する「新契約締結 した日から起算して一月以内に、基金又は指定法人が定める様式により行うものとする。 法第九条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した金額は、次に掲げる額の合

計額とする。

- 締結団体(法第九条第二項に規定する「新契約締結団体」をいう。次号において同じ。)が協団体(法第九条第一項に規定する「旧契約締結団体」をいう。次号において同じ。)と新契約 時金及び葬祭補償に要する経費の支払額に百分の四十を乗じて得た額を基準として旧契約締結 ける新契約締結市町村等に係る療養補償、休業補償、障害補償一時金、介護補償、遺族補償一 一項に規定する移換日(以下この項において「移換日」という。)の属する年度の前年度にお 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令(以下「令」という。)第七条第 して定めた額
- 当該移換日の属する月)以後の期間について新契約締結市町村等が支給するものとされたもの 号)第十三条第三項に規定する支給期月(以下「支給期月」という。)である場合にあつては、 の予想額の現価を基準として旧契約締結団体と新契約締結団体が協議して定めた額 傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で移換日の属する月の翌月(移換日の属する が非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和三十一年政令第三百三十五

(法第十三条第三項の総務省令で定める自動車又は原動機付自転車)

第三条の二 法第十三条第三項に規定する消防団員等の所有する自動車又は原動機付自転車に準ず るものとして総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

消防団員等又は前号に規定する親族をその業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる 上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の所有する自動車又は原動機付自転車 という。)と生計を一にするこれらの者の親族(消防団員等とまだ婚姻の届出をしないが事実 非常勤消防団員並びに非常勤の水防団長及び水防団員(以下この条において「消防団員等」

者とする法人の所有する自動車又は原動機付自転車 消防団員等、第一号に規定する親族又は前号に規定する法人を買主とする売買契約におい 売主が所有権を留保している自動車又は原動機付自転車

っている自動車又は原動機付自転車 消防団員等、第一号に規定する親族又は第二号に規定する法人の譲渡により担保の目的とな

法第二十九条第二項に規定する業務方法書に記載すべき事項は、 次のとおりとする。

消防団員等公務災害補償責任共済契約の締結に関する事項

消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金に関する事項

消防団員等公務災害補償責任共済契約に基づく支払に関する事項

六五四 消防団員退職報償金支給責任共済契約の締結に関する事項

消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金に関する事項

消防団員退職報償金支給責任共済契約に基づく支払に関する事項

消防団員等福祉事業の実施に関する事項

その他業務に関し必要な事項

(指定法人の指定の申請)

第五条 法第三十七条の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書によつて行わなけ ばならない。

名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名

下「業務」という。)を開始しようとする年月日 消防団員等公務災害補償責任共済事業及び消防団員退職報償金支給責任共済事業の業務 议

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

定款又は寄附行為及び登記事項証明書

る事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表 (申請の日の属す

申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

現に行つている業務の概要を記載した書類

六五四 組織及び運営に関する事項を記載した書類

役員の氏名、住所及び経歴を記載した書類

指定の申請に関する意思の決定を証する書類

業務を行う事務所の名称及び所在地を記載した書類

その他参考となる事項を記載した書類

(財産的基礎)

第六条 法第三十八条第一項第一号の総務省令で定める基準は、基本金その他これに準ずるもの 十億円以上であることとする。

(指定法人の名称等の変更の届出)

第七条 法第三十九条第二項の規定による指定法人の名称又は主たる事務所の所在地の変更の届出 次に掲げる事項を記載した届出書によつて行わなければならない。

変更後の指定法人の名称又は主たる事務所の所在地

変更しようとする年月日

変更の理由

(役員の選任又は解任の認可の申請)

掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。 第八条 法第四十条第一項の規定による役員の選任又は解任の認可を受けようとするときは、

役員として選任しようとする者の氏名、 住所及び経歴又は解任しようとする役員の氏名

選任し、又は解任しようとする年月日

三 (業務規程の記載事項) 選任又は解任の理由

|第九条||法第四十一条第一項に規定する責任共済事業等の業務の実施に関する事項で総務省令で定 めるものは、次のとおりとする。

業務を取り扱う日及び時間に関する事項

業務を取り扱う事務所に関する事項

兀 消防団員等公務災害補償責任共済契約の締結に関する事項 消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金に関する事項

- 消防団員等公務災害補償責任共済契約に基づく支払に関する事項 防団員退職報償金支給責任共済契約の締結に関する事項
- 消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金に関する事項
- 消防団員退職報償金支給責任共済契約に基づく支払に関する事項
- その他業務に関し必要な事項

消防団員等福祉事業の実施に関する事項

(業務規程の認可の申請)

第十条 法第四十一条第一項の規定による業務規程の認可を受けようとするときは、その旨を記載 した申請書に当該業務規程を添付して、これを総務大臣に提出しなければならない。

法第四十一条第一項後段の規定による業務規程の変更の認可を受けようとするときは、 次に掲

げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない

変更しようとする事項

変更しようとする年月日

変更の理由

(事業計画等の認可の申請)

なければならない。 その旨を記載した申請書に事業計画書及び収支予算書を添付して、これを総務大臣に提出し 法第四十二条第一項の規定による事業計画及び収支予算の認可を受けようとするとき

可について準用する。 前条第二項の規定は、 法第四十二条第一項後段の規定による事業計画及び収支予算の変更の認

(業務の休廃止の許可の申請)

次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。 第十二条 法第四十九条第一項の規定による業務の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、

休止し、又は廃止しようとする業務の範

:止しようとする年月日及びその期間又は廃止しようとする年月日

休止又は廃止の理由

(業務の休廃止又は指定の取消し等に伴う措置)

第十三条 法第五十一条第一項若しくは第二項の規定により契約が解除されたものとみなされた指 る月の翌月から契約解除の日の属する年度の末日の属する月までの月数を乗じて得た額を、 の相手方であつた市町村又は水害予防組合に払い戻さなければならない。 害予防組合の契約解除の日の属する年度の掛金の額を十二で除して得た額に契約解除の日の属す 次条において「契約解除の日」という。)から一月以内に、契約の相手方であつた市町村又は水 解除の日又は同条第六項において準用する同条第五項に規定する契約解除の日(以下この条及び 又は法第五十一条第三項の規定により契約を解除された指定法人は、同条第五項に規定する契約 定法人(法第五十条第一項又は第二項の規定により指定法人の指定を取り消された者を含む。) 契約

第十四条 令第九条第一項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、法第五十一条 第四項の規定により新たに契約を締結した市町村又は水害予防組合について令第四条第一項から 初日の属する月から契約解除の日の属する月までの月数を乗じて得た額とする。 第三項までの規定により算定した額を十二で除して得た額に契約解除の日の翌日の属する年度の

(市町村の廃置分合があつた場合の措置)

第十五条 令第十一条第三項第一号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、その 廃置分合の日の住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)に基づき記録されている住民の 消滅市町村の廃置分合の日の属する年度の掛金の額に当該消滅市町村の区域であつた地域の当該 あつた地域の一部が新設市町村の区域に属することとなつた消滅市町村に係る分については当該 は当該消滅市町村の廃置分合の日の属する年度の掛金の額に一を乗じて得た額とし、その区域で 区域であつた地域の全部が新設市町村の区域に属することとなつた消滅市町村に係る分について 「住民数」という。)に占める当該消滅市町村の区域であつた地域のうち当該新設市町

> 村の区域に属することとなつた地域の当該廃置分合の日の住民数の割合を乗じて得た額とする。 第四条第一項及び第三項の規定の例により算定した額とする。 続市町村がない場合は、新設市町村について当該廃置分合の日を前年度の十月一日とみなして令 廃置分合の日前に基金又は指定法人との間に契約を締結しており、 ただし、当該廃置分合が四月一日以外の日にあり、当該廃置分合に係る消滅市町村の全部が当該 かつ、当該廃置分合に係る存

合の日の住民数に占める当該存続市町村の区域であつた地域のうち新設市町村の区域に属するこ 掲げる場合に該当するときは、当該各号に掲げる額とする。 ととなつた地域の当該廃置分合の日の住民数の割合を乗じて得た額とする。ただし、 令第十一条第三項第二号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、 廃置分合の日の属する年度の掛金の額に当該存続市町村の区域であつた地域に係る当該廃置分 次の各号に 存続市町

年度の十月一日とみなして令第四条第一項及び第三項の規定の例により算定した額 かつ、当該廃置分合に係る消滅市町村がない場合 新設市町村について当該廃置分合の日を前 存続市町村の全部が当該廃置分合の日前に基金又は指定法人との間に契約を締結しており、

置分合の日を前年度の十月一日とみなして令第四条第一項及び第三項の規定の例により算定 た額から前項本文の規定により算定した額を控除した額 分合の日前に基金又は指定法人との間に契約を締結していた場合 新設市町村について当該廃 当該廃置分合が四月一日以外の日にあり、当該廃置分合に係る消滅市町村の全部が当該廃置

第十六条 令第十二条及び令第十三条に規定する総務省令で定めるところにより算定した額 条第一項本文の規定の例により算定した額とする。 前

第十七条 令第十五条第一項(令第十六条において準用する場合を含む。)の規定による通知 契約締結新設市町村(令第十五条第一項に規定する「契約締結新設市町村」をいう。次項におい?十七条 令第十五条第一項(令第十六条において準用する場合を含む。)の規定による通知は、 て同じ。)が契約を現に締結した日から起算して一月以内に、基金又は指定法人が定める様式に より行うものとする。

2 合計額とする。 令第十五条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した金額は、次に掲げる額

う。以下この項及び次項において同じ。)が協議して定めた額 村に係る分に百分の四十を乗じて得た額を基準として消滅市町村等契約締結団体(令第十五条 時金、介護補償、遺族補償一時金及び葬祭補償に要する経費の支払額のうち契約締結新設市町 と新設市町村契約締結団体(令第十五条第一項に規定する「新設市町村契約締結団体」をい 第一項に規定する「消滅市町村等契約締結団体」をいう。以下この項及び次項において同じ。) 村等」をいう。 度の前年度における契約締結消滅市町村等(令第十五条第二項に規定する「契約締結消滅市 令第十五条第三項に規定する移換日(以下この項において「移換日」という。)の属する年 以下この項及び次項において同じ。)に係る療養補償、休業補償、障害補償一

ものの予想額の現価を基準として消滅市町村等契約締結団体と新設市町村契約締結団体が協議は、当該移換日の属する月)以後の期間について契約締結新設市町村が支給するものとされた して定めた額 償年金であつて移換日の属する月の翌月(移換日の属する月が支給期月である場合にあつて 契約締結消滅市町村等が支給するものとされていた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補

3 月以内に、契約締結消滅市町村等の廃置分合の日の属する年度の掛金について第十五条第一項 結団体に支払わなければならない。 ら廃置分合の日の属する年度の末日の属する月までの月数を乗じて得た額を、新設市町村契約締 文の規定の例により算定した額を十二で除して得た額に廃置分合の日の前日の属する月の翌月 て、消滅市町村等契約締結団体は、令第十五条第一項に規定する通知を受けた日から起算して一 令第十五条第四項(令第十六条において準用する場合を含む。)の規定に該当する場合にお か

4 合の日又は承継市町村が新たに契約を締結した日から起算して一月以内に、 定める様式により行うものとする。 令第十五条第五項(令第十六条において準用する場合を含む。)の規定による通知は、廃置分 基金又は指定法人が

- 合計額とする。
 合計額とする。
 合計額とする。
 会第十五条第六項に規定する総務省令で定めるところにより算定した金額は、次に掲げる額の
- で第十五条第七項に規定する移換日(以下この項において「移換日」という。)の属する年をいう。以下この項及び次項において同じ。)と承継市町村契約締結団体(令第十五条第五項に規定する「承継市町村契約締結団体」をいう。以下この項及び次項において同じ。)と承継市町村契約締結団体(令第十五条第五項に規定する「契約締結承継市町村」をいう。次号において同じ。)市町村(令第十五条第五項に規定する「契約締結承継市町村」をいう。次号において同じ。)市町村(令第十五条第五項に規定する「契約締結承継市町村」をいう。次号において同じ。)と承継市町村」をいう。以下この項及び次項において同じ。)に係る療養補償、休業補償、障害補関の前年度における契約締結編入消滅市町村(令第十五条第六項に規定する「契約締結編入消滅市町村(令第十五条第六項に規定する「契約締結編入消滅市町村(令第十五条第六項に規定する「契約締結編入消滅市町村(令第十五条第六項に規定する「契約締結編入消滅市町村(令第十五条第六項に規定する「契約締結編入消滅市町村(令第十五条第六項に規定する移換日(以下この項において「移換日」という。)の属する年

2

- 議して定めた額 というでは、当該移換日の属する月)以後の期間について契約締結団体と承継市町村契約締結団体が協り、ものの予想額の現価を基準として編入消滅市町村契約締結承継市町村が支給するものとされた補償年金であつて移換日の属する月の翌月(移換日の属する月が支給期月である場合にあつて補償年金であつて移換日の属する月の翌月(移換日の属する月が支給期月である場合にあつて一契約締結編入消滅市町村が支給するものとされていた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族

(水害予防組合の設置、廃止又は区域の変更があつた場合の措置)

第十八条 令第十八条第三項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、一円五十銭 第十八条 令第十八条第三項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、一円五十銭

- 第十九条 令第十九条第一項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額とする。第十九条 令第十九条第一項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、一円五十銭
- 額とする。 地域に係る組合区域変更の日の属する年度の前年度の十月一日における組合員の数を乗じて得た地域に係る組合区域変更の日の属する年度の前年度の十月一日における組合員の数を乗じて得た水害予防組合の区域に属していなかつた市町村の区域のうち水害予防組合の区域の一部となつた第二十条 令第二十条第一項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、六円に従前
- 項第二号の規定の例により算定した額を超えるときは、当該算定した額)とする。(その額が水害予防組合について組合区域変更の日を前年度の十月一日とみなして令第四条第二地域に係る組合区域変更の日の属する年度の前年度の十月一日における住民数を乗じて得た額水害予防組合の区域に属していなかつた市町村の区域のうち水害予防組合の区域の一部となつた2 令第二十条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、一円五十銭に従前

- 第一項第四号の規定の例により算定した額を超えるときは、当該算定した額)とする。従前水害予防組合関係市町村について組合区域変更の日を前年度の十月一日とみなして令第四条域変更の日の属する年度の前年度の十月一日における組合員の数を乗じて得た額(その額が当該予防組合関係市町村の区域のうち水害予防組合の区域に属しないこととなつた地域に係る組合区予防組合関係市町村の区域のうち水害予防組合の区域に属しないこととなつた地域に係る組合区で第二十一条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、六円に従前水害

- いう。以下この項及び次項において同じ。)が協議して定めた額いう。以下この項及び次項において同じ。)が協議して定めた額に規定する「市町村契約締結団体」をいう。以下この項及び次項において同じ。)と新設水害で規定する「市町村契約締結団体」をいう。以下この項及び次項において同じ。)と新設水害に規定する「市町村契約締結団体」をいう。以下この項及び次項において同じ。)と新設水害が組合した。以下この項及び次項において同じ。)に係る療養補償、休業補償、障害補償一時金、介年度の前年度における契約締結市町村(令第二十二条第二項に規定する「契約締結市町村」を年度の前年度における契約締結市町村(令第二十二条第二項に規定する「契約締結市町村」を年度の前年度における契約締結市町村(令第二十二条第二項に規定する「契約締結市町村」を年度の前年度における契約締結市町村(の第二十二条第二項に規定する「契約締結市町村」を
- て定めた額の現価を基準として市町村契約締結団体と新設水害予防組合契約締結団体が協議しのの予想額の現価を基準として市町村契約締結団体と新設水害予防組合が支給するものとされたも移換日の属する月)以後の期間について契約締結新設水害予防組合が支給するものとされたもであつて移換日の属する月の翌月(移換日の属する月が支給期月である場合にあつては、当該二 契約締結市町村が支給するものとされていた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金二
- 新設水害予防組合契約締結団体に支払わなければならない。属する月の翌月から組合設置の日の属する年度の末日の属する月までの月数を乗じて得た額を、属する月の翌月から組合設置の日の属する年度の末日の属する月までの月数を乗じて得た額をのよっち第十八条の規定の例により算定した額を十二で除して得た額に組合設置の日の属する年度の定する通知を受けた日から起算して一月以内に、契約締結市町村の組合設置の日の属する年度の3 令第二十二条第四項の規定に該当する場合において、市町村契約締結団体は、同条第一項に規
- ら起算して一月以内に、基金又は指定法人が定める様式により行うものとする。全部又は一部が属していた市町村が新たに消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結した日本。令第二十二条第五項の規定による通知は、組合廃止の日又は廃止された水害予防組合の区域
- (合計額とする。) 合計額とする総務省令で定めるところにより算定した金額は、次に掲げる額令第二十二条第六項に規定する総務省令で定めるところにより算定した金額は、次に掲げる額
- 項及び次項において同じ。)と廃止関係市町村契約締結団体(令第二十二条第五項に規定する結団体(令第二十二条第五項に規定する「廃止水害予防組合契約締結団体」をいう。以下この結団体(令第二十二条第五項に規定する「廃止水害予防組合契約締において同じ。)に係る分に百分の四十を乗じて得た額を基準として廃止水害予防組合契約締において同じ。)に係る分に百分の四十を乗じて得た額を基準として廃止水害予防組合契約締障害補償一時金、介護補償、遺族補償一時金及び葬祭補償に要する経費の支払額のうち契約締廃止水害予防組合」をいう。以下この項及び次項において同じ。)に係る療養補償、休業補償、廃止水害予防組合」をいう。以下この項及び次項において「移換日」という。)の属する一 令第二十二条第七項に規定する移換日(以下この項において「移換日」という。)の属する

廃止関係市町村契約締結団体」をいう。以下この項及び次項において同じ。)が協議して定め

されたものの予想額の現価を基準として廃止水害予防組合契約締結団体と廃止関係市町村契約 ては、当該移換日の属する月)以後の期間について契約締結廃止関係市町村が支給するものと 族補償年金であつて移換日の属する月の翌月(移換日の属する月が支給期月である場合にあつ 契約締結廃止水害予防組合が支給するものとされていた傷病補償年金、障害補償年金及び遺

締結団体が協議して定めた額

- での月数を乗じて得た額を、廃止関係市町村契約締結団体に支払わなければならない。 た額に組合廃止の日の前日の属する月の翌月から組合廃止の日の属する年度の末日の属する月ま 止の日の属する年度の掛金のうち第十九条第二項の規定の例により算定した額を十二で除して得 第五項に規定する通知を受けた日から起算して一月以内に、契約締結廃止水害予防組合の組合廃 令第二十二条第八項の規定に該当する場合において、廃止水害予防組合契約締結団体は、同条 12
- り行うものとする。 害補償責任共済契約を締結した日から起算して一月以内に、基金又は指定法人が定める様式によ 市町村の区域の全部又は一部がその区域の一部となつた水害予防組合が新たに消防団員等公務災 令第二十二条第九項の規定による通知は、組合区域変更の日又はその区域に属していなかつた
- の合計額とする。 令第二十二条第十項に規定する総務省令で定めるところにより算定した金額は、次に掲げる額
- 害予防組合(令第二十二条第十項に規定する「契約締結従前水害予防組合」をいう。次号にお一時金、介護補償、遺族補償一時金及び葬祭補償に要する経費の支払額のうち契約締結従前水 組合契約締結団体」をいう。以下この項及び次項において同じ。)が協議して定めた額 第二十二条第九項に規定する「関係市町村契約締結団体」をいう。以下この項及び次項におい る年度の前年度における契約締結関係市町村(令第二十二条第十項に規定する「契約締結関係 て同じ。)と従前水害予防組合契約締結団体(令第二十二条第九項に規定する「従前水害予防 令第二十二条第十一項に規定する移換日(以下この項において「移換日」という。)の属す て同じ。)に係る分に百分の四十を乗じて得た額を基準として関係市町村契約締結団体(令 ·町村」をいう。以下この項及び次項において同じ。) に係る療養補償、休業補償、障害補償
- 当該移換日の属する月)以後の期間について契約締結従前水害予防組合が支給するものとされ 年金であつて移換日の属する月の翌月(移換日の属する月が支給期月である場合にあつては、 が協議して定めた額 たものの予想額の現価を基準として関係市町村契約締結団体と従前水害予防組合契約締結団体 契約締結関係市町村が支給するものとされていた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償
- 組合区域変更の日の前日の属する月の翌月から組合区域変更の日の属する年度の末日の属する月 までの月数を乗じて得た額を、従前水害予防組合契約締結団体に支払わなければならない。 の属する年度の掛金のうち第二十条第二項の規定の例により算定した額を十二で除して得た額に 項に規定する通知を受けた日から起算して一月以内に、契約締結関係市町村の組合区域変更の日 令第二十二条第十二項の規定に該当する場合において、関係市町村契約締結団体は、同条第九
- 村が新たに消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結した日から起算して一月以内に、基金又、令第二十二条第十三項の規定による通知は、組合区域変更の日又は従前水害予防組合関係市町 は指定法人が定める様式により行うものとする。
- 令第二十二条第十四項に規定する総務省令で定めるところにより算定した金額は、次に掲げる
- 害補償一時金、介護補償、遺族補償一時金及び葬祭補償に要する経費の支払額のうち契約締結水害予防組合」をいう。以下この項及び次項において同じ。)に係る療養補償、休業補償、障る年度の前年度における契約締結水害予防組合(令第二十二条第十四項に規定する「契約締結 従前水害予防組合関係市町村(令第二十二条第十三項に規定する「契約締結従前水害予防組合 令第二十二条第十五項に規定する移換日(以下この項において「移換日」という。)の属す

体(令第二十二条第十三項に規定する「従前水害予防組合関係市町村契約締結団体」をいう。体」をいう。以下この項及び次項において同じ。)と従前水害予防組合関係市町村契約締結団体」をいう。 以下この項及び次項において同じ。)が協議して定めた額 関係市町村」をいう。次号において同じ。)に係る分に百分の四十を乗じて得た額を基準とし て水害予防組合契約締結団体(令第二十二条第十三項に規定する「水害予防組合契約締結団

組合関係市町村契約締結団体が協議して定めた額 するものとされたものの予想額の現価を基準として水害予防組合契約締結団体と従前水害予防 は、当該移換日の属する月)以後の期間について契約締結従前水害予防組合関係市町村が支給 償年金であつて移換日の属する月の翌月(移換日の属する月が支給期月である場合にあつて 契約締結水害予防組合が支給するものとされていた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補

属する月までの月数を乗じて得た額を、従前水害予防組合関係市町村契約締結団体に支払わなけ 得た額に組合区域変更の日の前日の属する月の翌月から組合区域変更の日の属する年度の末日の 更の日の属する年度の掛金のうち第二十一条第二項の規定の例により算定した額を十二で除して 十三項に規定する通知を受けた日から起算して一月以内に、契約締結水害予防組合の組合区域変1、令第二十二条第十六項の規定に該当する場合において、水害予防組合契約締結団体は、同条第 ればならない。

(総務省令で定める階級)

上位の階級のうち、最も上位の階級から順次その在職期間を合算し、その在職期間の合計がはじ第二十三条 令別表備考一の総務省令で定める階級は、退職した日にその者が属していた階級より めて一年以上となる場合の最後に合算した期間に係る階級とする。

この府令は、公布の日から施行し、昭和三十一年十一月二十日から適用する

この府令は、公布の日から施行し、昭和三十二年八月十日から適用する。 則 (昭和三二年九月二八日総理府令第六七号)

2 三十二年政令第二百五十四号)附則第六条の規定の例により算定するものとする。 算定にあたつては、消防団員等公務災害補償責任共済基金法施行令の一部を改正する政令 一条までの規定を適用する場合における令第七条第一項及び第二項の規定の例による掛金の額 市町村の廃置分合等が基金の最初の事業年度の次の事業年度において行われ、第五条から第十

附 則 (昭和三五年二月一八日総理府令第六号)

この府令は、昭和三十五年三月一日から施行する。

則 (昭和三九年五月一五日自治省令第一二号)

この省令は、公布の日から施行する。

則 (昭和四一年七月三〇日自治省令第一七号)

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。 則 (昭和四二年一二月一五日自治省令第三四号)

則 (昭和四三年三月一五日自治省令第六号)

この省令は、公布の日から施行する。

則 (昭和四七年一二月一八日自治省令第二七号)

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。 則 (昭和四九年六月二一日自治省令第二一号

この省令は、公布の日から施行する。 則 (昭和六三年四月一五日自治省令第一七号)

則 (平成九年二月二〇日自治省令第六号)

省令は、平成九年四月一日から施行する。 (平成一二年九月一四日自治省令第四四号)